

発議第 31 号

「流山市市民参加条例審査特別委員会」の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 11 月 24 日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由 議案第 98 号「流山市市民参加条例の制定について」を審査するため

「流山市市民参加条例審査特別委員会」の設置について

- 1 本議会は、地方自治法第110条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員9名からなる「流山市市民参加条例審査特別委員会」を設置する。

- 2 本議会は、「流山市市民参加条例審査特別委員会」に対し次の事項を付託する。
 - (1) 流山市市民参加条例に関する事項
 - (2) その他、流山市市民参加条例に関し必要と認める事項

- 3 調査期間
上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。